

2026 年 4 月 1 日

当社では、保険業法の規定に基づき、お客様のご意向に沿った適切な保険商品のご提案を行うため、比較説明および推奨販売（口方式）を実施しております。

保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号

1. 比較説明について

お客様のご希望・ご意向を十分にお伺いしたうえで、複数の保険会社の取扱商品の中から、保障内容・保険料・特約・保険期間・付帯サービスなどを比較し、重要な差異を分かりやすく説明いたします。

比較の対象とした商品については、その選定理由も併せてご案内します。

2. 推奨販売（口方式）について

当社は、お客様のニーズに適合すると判断した特定の保険会社の商品を、当社の選定基準に基づき推奨する方式（口方式）を採用しています。

推奨の理由としては、以下のような観点を総合的に考慮しています。

- ・ 商品内容がお客様のご意向に適合していること
- ・ 保険料水準や保障内容が適切であること
- ・ 保険会社の財務健全性・サービス品質
- ・ 当社が取扱う商品の中で、特にお客様の要望を満たすと判断できること

推奨にあたっては、特定の保険会社のみに偏ることなく、お客様利益を最優先に商品選定を行います。

3. ご説明義務と確認事項

ご契約に際しては、以下の点について十分にご説明し、ご理解いただいた上でお手続きを行います。

- ・ 商品の仕組みや保障内容、保険料の払込方法
- ・ 重要事項（契約上の注意点・告知義務など）
- ・ 他の商品との相違点
- ・ 推奨理由および商品の選定根拠

当社は、保険業法その他関係法令に基づき、適切な募集行為と情報提供に努めます。

4. お客様の誤認防止

当社は、当社が「保険会社とお客様との間で中立である」とお客様に誤解されないように「公平・中立」との表示・説明は行いません。

以上